

二宮町行政改革検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町行政改革検討委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、二宮町行政改革大綱の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、二宮町行政改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内の公共的団体等の代表者
- (3) 民間の企業経営者または経験者
- (4) 行政経験を有する者
- (5) 公募の町民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合には後任者を充て、任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長が不在のとき、または会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月17日から施行する。

二宮町行政改革検討委員会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町行政改革検討委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議記録の公開に関し、必要な事項を定める。

(委員会の公開)

第2条 委員会は公開とする。ただし、次のような情報を含む事項を審議する場合には、委員会の決定により、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報
- (2) 法人等に関する情報であって、公開すると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報

(委員会開催の周知)

第3条 前条の規定に基づき、委員会を公開する場合、委員会の開催について1週間前までに公表することとする。ただし、委員会を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

2 公表の方法は、町ホームページへの掲載その他の方法により行うこととする。

(委員会の傍聴)

第4条 委員会の公開は、委員会の傍聴を希望する者に委員会の傍聴を認めることにより行う。

2 委員会の傍聴に関する必要な事項は、別に定める。

(会議記録の公開)

第5条 委員会の会議記録は、委員会の終了後、町のホームページに掲載することにより公開する。

2 前項で規定する会議記録は、会議の内容を要約したものとする。

3 委員会当日の資料については、その内容が第2条第1号及び第2号に該当する事項を除き、委員会の事務局において、一般の閲覧に供するものとする。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるものを除くほか、委員会の会議の公開に関して、必要な事項については、会長が決定することとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 2月13日から施行する。

二宮町行政改革検討委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町行政改革検討委員会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第4条第2項の規定に基づき、二宮町行政改革検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴席)

第2条 傍聴席の数は10名程度とし、委員会の開催の都度、委員会の事務局が会議室の収容人数等を考慮して定める。

(傍聴申込方法)

第3条 傍聴の申込み受付は、会議当日会場で申し込むものとし、傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順とする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は傍聴席に入場することができない。

- (1) 前条により決定した傍聴者以外の者
 - (2) 検討を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議の秩序を乱し、又は検討の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビの撮影及び録画等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、録画又は録音をしてはならない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、委員会の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は委員会の事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は委員会の事務局である事務局の職員に必要な指示をさせたにも関わらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 2月13日から施行する。

二宮町行政改革検討委員会委員名簿

(平成27年2月13日現在)

No.	氏 名	摘 要	区分	備 考
1	後 藤 伸	学識経験を有する者 (神奈川県大学経営学部教授)	1号	新
2	手 塚 明 美	学識経験を有する者 (元藤沢市市民活動推進センター長)	1号	新
3	石 黒 賢 路	町内の公共的団体等の代表者 (地区長連絡協議会会長)	2号	新
4	柳 川 幸 司	民間企業経営者又は経験者 (二宮工業団地協同組合)	3号	新
5	佐 久 間 良 輔	行政経験者 (元二宮町役場職員)	4号	新
6	水 口 圭 三	公募の町民	5号	新
7	露 木 孝 子	公募の町民	5号	新

行政改革の取組方針

1. 趣 旨

二宮町は、平成25年3月に策定した新たな基本構想・基本計画である『第5次にのみや総合計画』に基づき、まちづくりを進めています。

総合計画では、少子高齢化に伴い人口が減少する推計となっており、この推計のとおりスピードで、人口減少が進んでいるのが現状です。【別紙資料】

一方で、行政サービスに対する需要は、年々増大し、国や県からの権限移譲もある中で、少ない経費で大きな力を発揮できる強い組織づくりが求められています。

今後、これまでの行政改革の取組みを踏まえながら、総合計画に掲げる「自治体経営の力」の向上という視点から、新たな改革に取り組めます。

2. 検討の方向

平成21年度より第3次行政改革大綱・推進計画に基づき、平成26年度まで行政改革に取り組んできましたが、積み残しの課題もあり、今回の大綱策定については、これまでの課題をふまえながら検討を行います。また、行政改革と総合計画は両輪となり事業を見直していく必要があることから、『第5次にのみや総合計画』とリンクした計画策定が必要とされます。なお、大綱および推進計画の目標年度設定については、総合計画の基本計画改定年次と同時期に改定することとします。

3. 検討体制

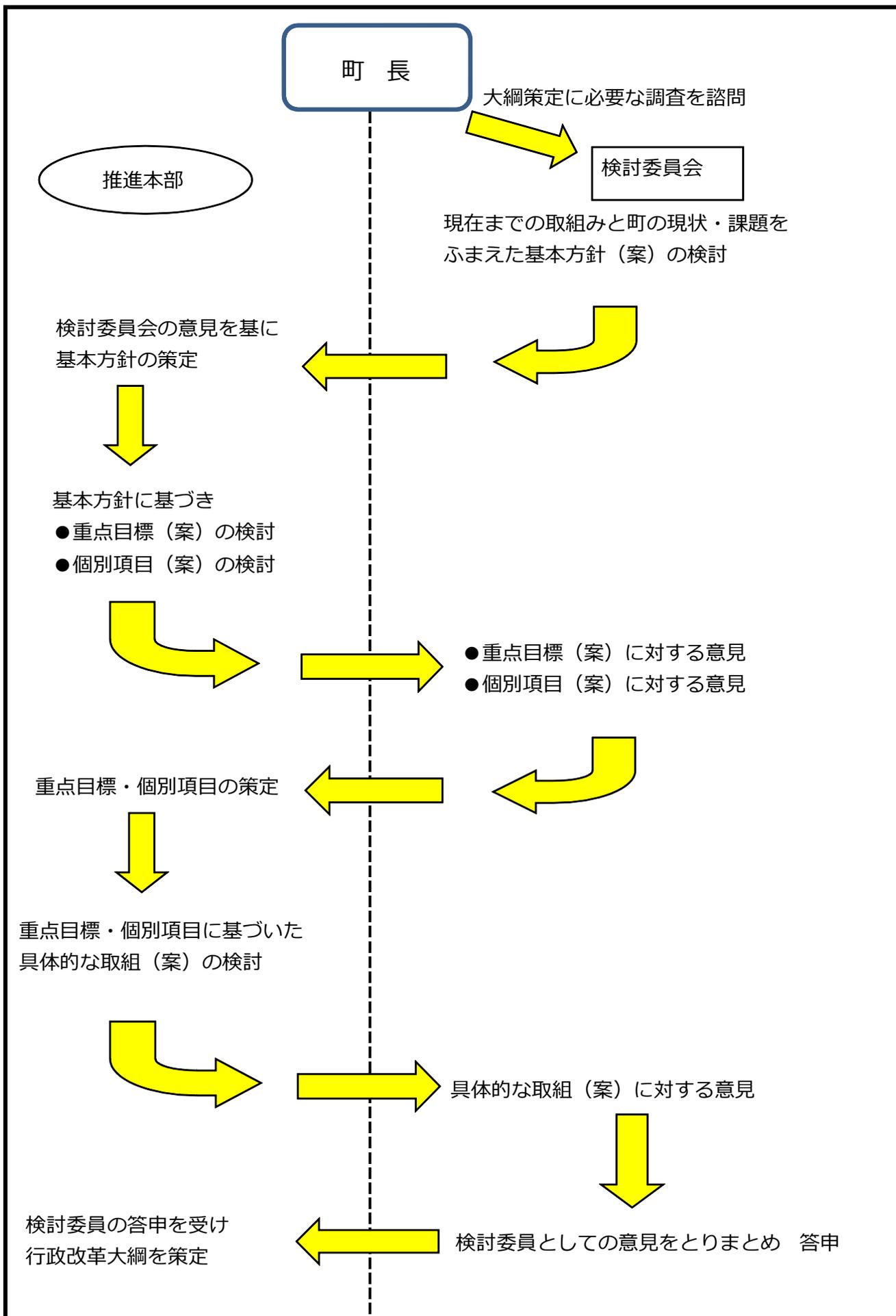
○検討委員会の設置

二宮町行政改革検討委員会を設置し、町長の諮問に応じ、大綱の策定に関し必要な調査及び審議を行います。なお、委員には学識経験者や町内の公共的団体等の代表者、民間企業の経営者、行政経験者のほか、一般公募町民に参画してもらうことで町民意見を反映します。

○庁内の検討体制

二宮町行政改革推進本部（部長級）において、大綱および推進計画の策定を行います。また、必要に応じ、幹事会・ワーキング（課長級）を実施します。

二宮町行政改革推進本部及び二宮町行政改革検討委員会の関わり



4. 検討スケジュール

第4次二宮町行政改革大綱及び推進計画の策定に関するスケジュール

		平成26年度					平成27年度				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
● 検討委員会	第1回検討委員会		現在までの取組み ・町の現状と課題 ・基本方針(案)の検討								
	第2回検討委員会				重点目標の検討 ・個別項目の検討						
	第3回検討委員会					個別項目の検討 ・具体的な取組みの検討					
	第4回検討委員会						検討委員会の意見取りまとめ ・町長へ意見書提出				
● 推進本部	第1回推進本部		大綱の構成の検討 ・基本方針(案)の検討								
	第2回推進本部			重点目標の検討 ・個別項目の検討							
	第3回推進本部				個別項目の検討 ・具体的な取組みの検討						
	第4回推進本部					大綱(案)の検討					
	第5回推進本部										
	第6回推進本部								推進計画(案)の検討		
	第7回推進本部									推進計画の策定	
● 幹事会	第1回幹事会							大綱について ・大綱について ・推進計画(案)の構成			
	第2回幹事会								推進計画(案)の検討		
	第3回幹事会									推進計画(案)の策定	
● 議会 全協											大綱の説明

これまでの行政改革の取組みより

二宮町では、昭和62年に策定した第1次行政改革大綱をはじめとして、第2次行政改革大綱を平成8年に、二宮町集中改革プランを平成18年に、第3次行政改革大綱を平成22年にそれぞれ策定し、行政改革に取り組んできました。

それぞれの取組み内容については以下のとおりとなります。

第1次行政改革大綱（昭和62年～）

1. 事務事業の見直し
2. 民間委託・OA化等事務改革の推進
3. 組織・機構の簡素合理化
4. 事務能率向上運動の推進
5. 補助金及び報償費の統廃合
6. 長期財政計画による公共施設整備の推進

第2次行政改革大綱（平成8年～）

1. 事務事業の見直し
2. 時代に即応した組織・機構の見直し
3. 定員管理及び給与の適正化の推進
4. 効率的な行政運営と職員能力開発等の推進
5. 行政の情報化の推進による行政サービスの向上
6. 会館等公共施設の設置及び管理運営

集中改革プラン（平成18年～）

1. 事務事業の再編・整理、廃止・統合
2. 民間委託等の推進（公の施設・公の施設以外の施設・その他の事務）
3. 定員管理の適正化
4. 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
5. 第三セクターの見直し
6. 経費節減等の財政効果
7. その他（共同のまちづくりの効率化・効率的で戦略的な行政運営の実現・人材育成の推進・公正の確保と透明性の向上・ITを活用したサービスの向上・公共工事の適正化・公的施設のあり方

第3次行政改革大綱（平成22年～）

1. 効率的な町施設の運営
(1)施設の効率的な運営方法の導入 (2)運営に充てる財源の確保 (3)施設の集約化
2. 公的サービスへの多様な担い手の参画促進
(1)民間事業者等への委託（施設管理を除く） (2)NPO、町民ボランティア等の参画促進 (3)産・学・公による連携体制の構築
3. 事業の再編・整理、廃止・統合
(1)経常的に行われている事業の見直し (2)イベント的事業の見直し
4. 財政基盤の強化
(1)歳入の確保 (2)経費の削減 (3)効率的な運営のための仕組みの充実
5. 人材育成の推進
(1)職員の意識改革 (2)人事評価の導入 (3)効果的な研修制度の運用

二宮町行政改革大綱

(平成22年度～平成26年度)

平成22年 3 月

二 宮 町

はじめに

世界的な経済不安、地球温暖化による環境問題など、我が国をとりまく社会環境は日々目まぐるしく変化しています。とりわけ少子高齢化の到来による人口の減少は年々深刻化の一途をたどり、特に地方の自治体では都市部への人口の流出がさらなる人口減少に拍車をかけています。

二宮町においても高齢化の進展は深刻な問題となっており、県内平均と比較しても高齢者の割合が高いことから、これまで以上に社会保障にかかる歳出の増大が見込まれ、町の財政を圧迫していくことが懸念されています。また、地方分権の進展に伴い地方自治体の自立的な行政運営が求められる現在、町の主力である町税の減少が見込まれており、そのような状況下においても、多様化・高度化する町民ニーズに対応していかなければならない状況にあります。

町ではこれまでも、行政改革大綱の策定や、国の指針に基づく「集中改革プラン」の策定を行い、行政改革の推進に取り組んでまいりましたが、今日のような厳しい財政状況においても、教育や福祉など、町民に必要とされるサービスをさらに手厚くするとともに、将来の発展のための布石として先行的な投資が重要となります。そしてこれらを実現するための経費を確保するには、行政内部の再点検を行い、今以上に効果的で効率的な行政運営を行わなければなりません。

こうした町をとりまく状況を踏まえ、平成22年度から平成26年度までの5年を期間とする新たな「二宮町行政改革大綱」をこの度策定いたしました。

この大綱では、町の総合的な指針である「にのみや総合長期プラン」の円滑な推進を図る上で、これを支える役目を果たすため、後述する5つの改革を柱としてかけました。今後は、この大綱をもとに「二宮町らしさ」という個性あふれる町を目指し、町民のご理解、ご協力を得て将来を見据えた行政運営を行ってまいります。

二宮町は小さな自治体ではありますが、小さな町だからこそできる「すみずみまで気配りの行きとどいたまちづくり」を目指し、職員一人ひとりが改革の意義を認識して一丸となり取り組んでまいります。

平成 22 年 3 月

二宮町長 坂本孝也

目 次

I	改革の必要性	1
1	これまでの取り組み	1
2	町をとりまく社会環境とその課題	2
3	新たな改革の必要性	2
II	大綱の基本的な考え方	3
1	取り組みの視点	3
2	改革の5つの柱	3
3	取り組みの期間	3
III	改革の具体的な取り組み事項	4
1	効率的な町施設の運営	4
2	公的サービスへの多様な担い手の参画促進	5
3	事業の再編・整理、廃止・統合	5
4	財政基盤の強化	6
5	人材育成の推進	7
IV	進行管理	8
V	二宮町行政改革大綱の体系図	9

I 改革の必要性

1 これまでの取組み

二宮町ではこれまで昭和62年に第1次、平成8年に第2次行政改革大綱を策定し、その推進を図るとともに、平成18年には国から示された指針に基づく集中改革プランを策定して行政改革に取り組んでまいりました。

○ 第1次行政改革大綱

期 間：昭和62年度～

主な内容：・事務事業の見直し

- ・民間委託・OA化等事務改革の推進
- ・組織・機構の簡素合理化
- ・事務能率向上運動の推進
- ・補助金及び報償費の統廃合
- ・長期財政計画による公共施設整備の推進

○ 第2次行政改革大綱

期 間：平成8年度～

主な内容：・事務事業の見直し

- ・時代に即応した組織・機構の見直し
- ・定員管理及び給与の適正化の推進
- ・効率的な行政運営と職員能力開発等の推進
- ・行政の情報化の推進による行政サービスの向上
- ・会館等公共施設の設置及び管理運営

○ 集中改革プラン

期 間：平成18年度～平成21年度

主な内容：・事務事業の再編・整理、廃止・統合

- ・民間委託等の推進（公の施設）
- ・民間委託等の推進（公の施設以外の施設、その他事務）
- ・定員管理の適正化
- ・手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- ・第三セクターの見直し
- ・経費節減等の財政効果
- ・地方公営企業（下水道事業）

2 町をとりまく社会環境とその課題

人口の減少や経済の低迷など、町行政をとりまく社会環境はますます厳しい状況にある一方で、地方分権の進展、町民ニーズの多様化・高度化などにより、様々な状況に迅速かつ的確に対応できる行政運営が求められています。

町をとりまく社会環境、背景

- 都市部への人口流出や少子化による人口の減少、特に生産年齢人口の減少
- 高齢化の進展
- 景気の失速による経済の低迷
- 刻々と変化する社会環境
- 地方分権の更なる進展
- 町民ニーズの多様化・高度化
- 公的サービスの担い手の拡大（NPOやボランティアなどの行政への参画意識の高まり、団塊の世代を含む高齢者の増大など）

今後予想される町への影響

- さらなる人口減少や高齢化の進展による自主財源（主に町民税）の減少
- 高齢化の進展による社会保障や医療にかかる経費の増大
- 中長期的に続く大規模な工事や用地の購入にかかる投資的な経費の増大
- 過去に建設してきた町有施設の維持管理や補修にかかる経費の増大

「効率の良い行政運営により、逼迫する財政状況を少しでも好転させ、町民へのサービスを維持または向上させていくこと」が今後の大きな課題となる。

3 新たな改革の必要性

「行政改革」は「にのみや総合長期プラン」と並び行政運営の両輪であり、総合長期プランの実現をバックアップするものと考えます。

現在のような厳しい状況を背景に、今後の課題に対応し、「二宮町らしさ」という個性を失わない自立した存在感のある町をつくっていくためには、手法の一つとして「行政改革」を行い、行政の内部を再点検し、少ない経費でも効率良く、効果的で質の高い行政運営を行うことのできる体制の整備を、より一層進めていく必要があります。

Ⅱ 大綱の基本的な考え方

1 取組みの視点

町では、今日の厳しい状況下においても町の総合的な指針である「にのみや総合長期プラン」及び次期総合計画の実現を柱に、増大する行政需要や新たな課題への対応、行政運営の改善について、その重要性を踏まえた上で、取り組むべき改革の方向を示した「二宮町行政改革大綱」を新たに策定しました。

この大綱に基づく改革の推進にあたっては、特に次の二つの事項に視点を置き、積極的に取り組んでまいります。

- 1 民の力を活用した行政施策の推進
- 2 経営感覚豊かな行政運営の推進

2 改革の5つの柱

この大綱では、これまでの町をとりまく社会環境、課題などを踏まえた上で、行政改革に関する取組みの方向を次の5つの柱として整理しました。

- 1 効率的な町施設の運営
- 2 公的サービスへの多様な担い手の参画促進
- 3 事業の再編・整理、廃止・統合
- 4 財政基盤の強化
- 5 人材育成の推進

3 取組みの期間

平成22年度から平成26年度の5年間とします。

Ⅲ 改革の具体的な取り組み事項

1 効率的な町施設の運営

多様な担い手の活用や財政基盤を強化することで、今後も必要となる施設については継続して維持していくものの、施設運営の状況を十分に調査し、そのあり方を整理することによって効率的に町施設を運営します。

(1) 施設の効率的な運営方法の導入

- ・ 今後も維持する施設については、その管理方法について、これまでの検討結果も踏まえた上で、費用対効果を含めた直営による運営との総合的な比較検討を行い、「指定管理者導入の再検討」、「民間事業者への業務委託」などについて可能性を調査し、可能な施設は実行に移します。
- ・ 現状の施設を有効に活用して稼働率を上げることで、効率的な施設運営を行います。
- ・ これまでの維持管理の内容を精査することで、維持管理経費の抑制を進めるとともに、環境に配慮した設備の導入などの財政負担軽減策について検討を行います。

(2) 運営に充てる財源の確保

- ・ 受益者負担の原則にのっとり、公平性のある適正な施設使用料の徴収を行うとともに、サービスにかかる経費を明確に示すなど、町民の理解が得られるように情報発信を行います。
- ・ 設備の充実などにより施設の価値を高めるとともに、付加価値の創出について研究を行い、それに見合った使用料の徴収を行います。
- ・ 広告料など、施設を活用した収入について研究を行い、新たな財源を確保します。

(3) 施設の集約化

- ・ 運営方法の見直しなどにより維持する施設がある一方で、地域の集会施設など、対応が必要な施設については、その目的や利用実態を把握し、充分考慮した上で、民間事業者や地域組織への移管、中長期的には統廃合も視野に入れた検討を行い、集約化に向けた整理を行います。

2 公的サービスへの多様な担い手の参画促進

町民へのよりよいサービスの提供や、新たな課題へ迅速に対応できる体制づくりなどを目指し、「行政が行うこと」と「民間が行うこと」といった「行政」、「町民」、「事業者」の役割分担を再確認することで、可能な業務について民間事業者へ委託するなど、民間の活力を活かします。

(1) 民間事業者等への委託（施設管理を除く）

- ・ 町が行っている事業（サービス）を検証し、サービスの向上やコスト削減に結びつくものについては、費用のみに捉われてサービスレベルが低下しないように配慮しつつ民間委託を行います。また、委託後も取り組みの状況を随時確認できる体制整備を行います。

(2) NPO、町民ボランティア等の参画促進

- ・ 多様化・高度化する町民ニーズにきめ細やかに対応するため、NPOや町民ボランティアと連携して取組みを行うとともにその育成を行います。
- ・ 団塊世代を含む高齢者のボランティア力を最大限に活かすため、積極的な参画促進を図るとともに、ボランティア活動の支援や活動のコーディネートなどを行います。
- ・ 行政と町民相互の役割分担について見直しを行い、町で行っている地域に密着した取組みで可能なものについては地域への委託を行います。

(3) 産・学・公による連携体制の構築

- ・ 企業や大学との連携体制を構築し、大学の専門性や企業の社会貢献を活かした効果的、効率的な事業を行います。
- ・ 町事業への学生ボランティアの参画を促進します。

3 事業の再編・整理、廃止・統合

施設管理を除き、経常的に行われている事業などについて、すでに目的を達成した事業や一定期間行っても成果の見えない事業、手法の見直しや統合により一層の効果が期待できる事業などの整理を行い、限られた財源を効果的に配分して成果を重視したメリハリのある事業を展開します。

(1) 経常的に行われている事業の見直し

- ・ 長年に渡り継続的に行われている事業については、その目的や達成状況を改めて確認し、成果が明らかでなく必要性が薄れているものについては見直します。

- ・ 事業の見直しにあたっては、町民がどのようなサービスを必要としているか、サービスの内容に着目し、部署同士が連携した横断的な視点からの見直しも行います。

(2) イベント的事業の見直し

- ・ 長年に渡り継続して行われているイベント的な事業についても、経常的に行われている事業と同様に見直しを行います。

4 財政基盤の強化

自立的で持続可能な財政基盤づくりを進めるため、自主財源をはじめとする、あらゆる面からの財源確保や、聖域を設けないあらゆる経費の削減を行います。

また、限られた財源で効果的に施策・事業を展開できるような仕組みづくりを行います。

(1) 歳入の確保

- ・ 納税相談の充実や収納体制の強化など、滞納対策を強化して町税の確保に努めるとともに、基盤整備の充実を図り納税世代を誘致するなど、生産年齢人口の増加を促進します。
- ・ 受益者負担の原則にのっとり、現行の減免規定を見直すとともに、負担額を定期的に見直すなどして、適正で公平な利用者負担を行います。
- ・ 町有地の整理や有料広告の活用などを通じ、新たな自主財源を確保します。

(2) 経費の削減

- ・ 経常的な経費となっている消耗品費や光熱水費、管理にかかる委託料、人的な措置にかかる経費などについて削減するとともに、起債における債務を削減していくことについても研究を行います。また、特別会計については繰出金を含め、独立採算性を念頭においた経理事務を行います。
- ・ 人件費の抑制を図る観点から、これまでに引続き、職員の定員管理を行います。
- ・ NPOやボランティア、各種団体など、活動支援のための補助金については、必要性を精査するとともに、平成16年度に示した各種団体等における補助金のあり方を踏まえ、活動の状況や内容に応じ、時代に則した補助金となるよう見直しを行います。
- ・ その他、事業等の対象や手法を見直すことで、経費を削減します。

(3) 効率的な運営のための仕組みの充実

- ・ 行政評価の手法により、一定の尺度から施策・事業を評価することで、施策や事業の優先付けを行うとともに、限られた財源を有効で効果的に活用できるように仕組みの充実を行います。
- ・ 限られた人材、財源の中でも、周辺市町との広域連携により効率的に取り組むを行うことができるように連携を強化します。
- ・ 定年を迎えた団塊の世代を含む高齢者など、豊かな知識や経験を持った人材を確保します。

5 人材育成の推進

行政改革を実行し限りある行政資源を最大限に活かし、多様化・高度化する町民サービスに対応しながら行政運営を行うには、なによりもそれに取り組む職員の資質と意識の向上が重要です。職員一人ひとりが自ら改革に向き合う強い姿勢を持って取り組みにあたるよう評価や研修を通じて、職員の資質を向上させます。

(1) 職員の意識改革

- ・ 職員提案制度など、職員の意欲を高める仕組みの導入や研修等を通じて職員の意識改革を行います。
- ・ 始業前にミーティングを行うなど、職員間における情報の共有化を強化し、常に様々な情報を得ることで職員の意識改革を行います。
- ・ 常に「町民の税金を預かり運用している」という感覚を持って業務に取り組むことで、経営感覚のある行政運営を行います。

(2) 人事評価の導入

- ・ 平成20年度から試行している人事評価について、現在行っている能力評価を検証し、早い時期の本格的な導入を行います。
- ・ 業績評価については研究を進めて導入を行います。

(3) 効果的な研修制度の運用

- ・ 職員のレベルに応じ、必要とされる能力を明確に示し、それに応じた職員研修の実施を行います。
- ・ これからの行政運営に必要な不可欠なマネジメント能力や専門性を高める能力向上のための研修を効果的に活用して人材育成を行います。
- ・ 経営感覚を身に付けるため、民間企業への研修や交流などを行います。

IV 進行管理

この大綱に基づく行政改革の着実な推進を図るためには、取組みの目標を設定して成果を把握し、検証を行った上で定期的に見直す必要があることから、推進の体制を整備して進行管理を行います。

また、改革における実効性を確保するため、毎年度の進行管理にあたっては、具体的な取組項目や実施状況の公表を行います。

V 二宮町行政改革大綱の体系図

大綱の内容		
基本項目	個別項目	
1 効率的な町施設の運営	(1)施設の効率的な運営方法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の有効活用 ・指定管理者の導入 ・民間事業者への業務委託 ・維持管理経費の抑制
	(2)運営に充てる財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の適正化 ・施設を活用した新たな料金の徴収（広告料等） ・付加価値をつけた施設の運営
	(3)施設の集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設の集約化 ・施設の民間や地域への移管
2 公的サービスへの多様な担い手の参画促進	(1)民間事業者等への委託（施設管理を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者への業務委託（施設管理を除く）
	(2)NPO、町民ボランティア等の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、町民ボランティアの参画促進と育成 ・高齢者のボランティアへの積極的な参画促進 ・地域コミュニティとの連携
	(3)産・学・公による連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や学校との連携による効率的・効果的な事業の実施
3 事業の再編・整理、廃止・統合	(1)経常的に行われている事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに目的を達成した事業の整理 ・一定期間が経過しても成果が明らかでない事業の整理
	(2)イベント的事业の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・統合することで一層の効果が期待できる事業の整理
4 財政基盤の強化	(1)歳入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・町税の確保 ・受益者負担の適正化（再掲） ・町有地の整理 ・その他、自主財源の確保
	(2)経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・経常的な運営費にかかる見直し ・債務削減に向けた研究 ・独立採算制のある経理事務の推進（特別会計） ・職員の定員管理 ・各種団体等への補助金の見直し
	(3)効率的な運営のための仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価システムの充実 ・広域連携の強化 ・定年退職者など経験豊かな人材の確保

大綱の内容		
基本項目	個別項目	
5 人材育成の推進	(1) 職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の意欲と能力を活かす仕組みの導入 ・ 職員間における情報の共有化
	(2) 人事評価の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価の本格実施 ・ 業績評価の導入
	(3) 効果的な研修制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベルに応じて必要とされる能力の明確化 ・ 段階に応じた研修の実施 ・ 管理職能力や専門性を高める研修の充実 ・ 民間企業への研修及び民間との交流

新たな行政改革大綱の策定に向けた基本方針（案）

町を取り巻く現在の社会情勢、背景、環境

○人口の減少

総合計画では、今後も人口減少が続き、若い世代が少なくなると推計されている。また、平成26年5月に民間研究機関『日本創生会議』が示した2040年に消滅する可能性がある全国896自治体の1つとされた。

○高齢化

団塊の世代の方々全員が後期高齢者となる2025年に向けた対応が急務である。

町の高齢化率は現在、約32%であるが、地区によっては既に50%を越えるところもあり、移動手段が無くなる高齢者が今後も増え続ける可能性が高い。

○財政状況

人口減少に伴い、労働力も減少し、地域経済が低迷している。また、地方においては、仕事をする場がなくなり生産年齢の若者が都心へと流出してしまう傾向にある。国では、人口減少による地域の衰退を防ぐため、平成26年12月に地方創生法による総合戦略が策定された。

町でも地方版総合戦略を平成27年度中に策定することとなるが、現状としては、新たな産業や大学等はなく、働く場所の確保等は難しく、特に15歳から30歳前後の人口の流出が多い状況となっており、それに伴って、町の財政状況は引き続き厳しい状況になることが想定される。

○公共施設の老朽化と空き家・空き地の増加

人口が増加していた昭和40年代から50年代にかけて大規模な宅地造成が行われ、集中的に公共施設の整備が行われてきた。そのことから、本来の機能を維持するためには大規模改修や建て替えを集中的に行なわなければならない時期が迫っている。

今後、更に厳しくなる財政状況では維持、更新をしていくことは非常に困難であると想定される。

また、同時期に大規模な宅地造成がされた地域では、空き家・空き地が数多く存在し、防犯面、衛生面等を含め対応が必要になります。併せて東京大学果樹園跡地や国立小児病院跡地など未利用町有地や空き家・空き地を含めた既存ストックの有効活用によるまちづくりの検討が必要である。

今後予想される課題

- ・人口減少における自主財源（町民税）の減
- ・高齢化に伴う社会保障費用の増大
- ・過去に建設された公共施設の老朽化に伴う施設の更新・複合化・統廃合
- ・未利用町有地の利活用（東大果樹園跡地・国立小児病院跡地）
- ・空き家・空き地等の適正な管理と流通の促進
- ・多様化する町民ニーズに対応した効率的な行政運営

総合計画との連携

これまで、総合計画と行政改革は相互の関係性が薄い状態となっていた。また、予算事業との関係性も薄く、具体的な事業として反映されるまでに時間を要していた。

平成25年3月に予算事業とリンクした第5次にのみや総合計画が新たに策定されたが、この行政改革においても相互に連携することにより、改革の結果を予算事業に速やかな反映し、総合計画の推進に寄与することが期待される。

町を取り巻く課題と、これまでの行政改革の取り組み・総合計画を踏まえ、効率的・効果的な行政運営を行っていくための項目立てを以下のとおりとする。

1. 時代に合った組織体制の最適化

- ・組織のスリム化
- ・職員の人材育成

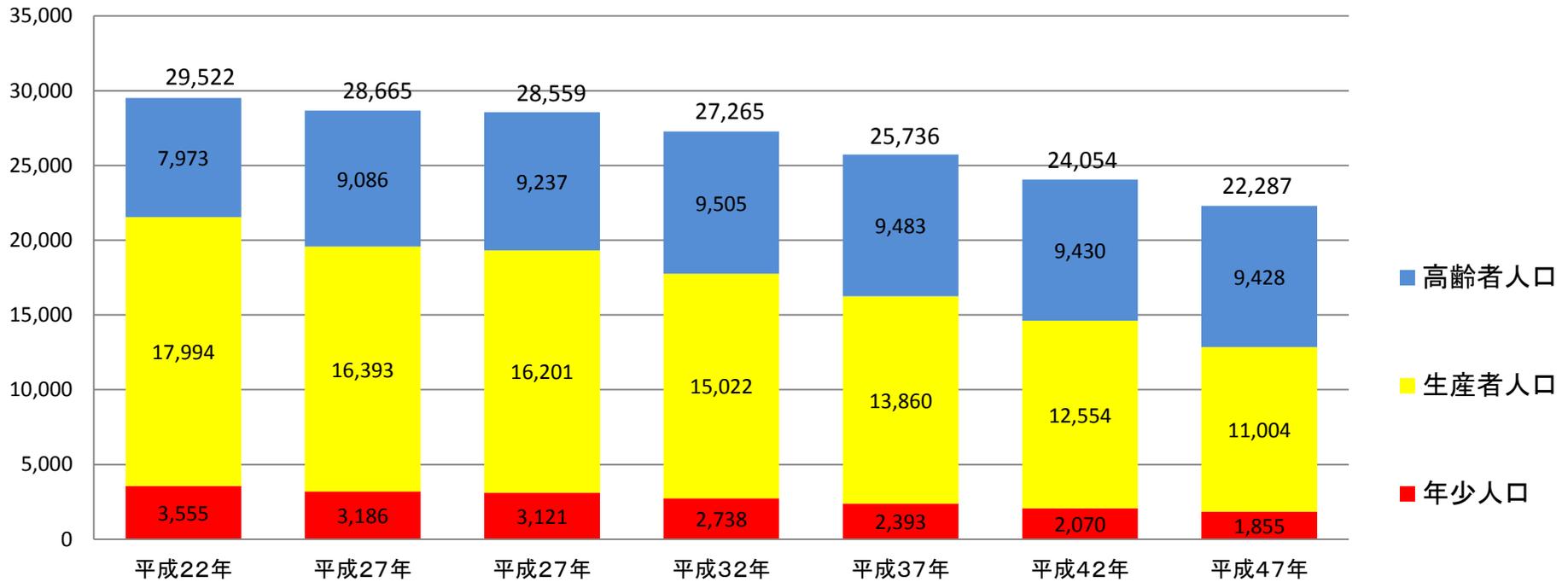
2. 持続可能な健全財政の確立

- ・公共施設の再配置、統廃合
- ・補助金、事業等の見直し

3. 町民との協働による公共サービスの推進

- ・協働によるまちづくり体制の確立
- ・多様な公共サービスの担い手の参画

町の人口



確定値
 平成22年は10月1日
 平成27年は 1月1日

推計値
 各年10月1日
 【第5次二宮町総合計画】

	平成22年	平成27年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
年少人口	3,555	3,186	3,121	2,738	2,393	2,070	1,855
生産者人口	17,994	16,393	16,201	15,022	13,860	12,554	11,004
高齢者人口	7,973	9,086	9,237	9,505	9,483	9,430	9,428
合計	29,522	28,665	28,559	27,265	25,736	24,054	22,287
	確定値			推計値			
	10月1日	1月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日

(15) 人口1人当たりの地方税額

(地方税/住民基本台帳登録人口)*1000

(単位:円)

区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
横浜市	211,090	202,412	201,697	195,693	187,228	185,671	188,397	192,382	201,763	202,293	197,194	193,183	194,384	189,120	190,448
川崎市	224,137	215,842	215,702	208,757	200,846	198,956	203,006	205,366	216,042	216,163	207,626	204,089	206,792	200,112	201,559
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	152,786	153,774	152,417	152,801
指定市計	214,550	205,980	205,425	199,172	190,858	189,216	192,306	195,884	205,649	206,089	200,064	190,871	192,419	187,337	188,584
横須賀市	158,633	156,620	160,619	154,958	148,002	153,078	146,362	150,356	155,405	158,650	153,130	149,969	148,946	146,988	144,218
平塚市	174,927	168,393	170,916	167,490	162,965	165,108	162,925	166,150	183,227	182,770	169,673	168,054	164,397	163,997	165,446
鎌倉市	212,881	208,539	208,173	202,597	193,429	195,421	195,250	202,271	206,404	210,111	202,768	196,490	196,029	194,122	196,236
藤沢市	199,536	191,511	189,866	185,695	177,852	177,178	180,024	183,770	191,673	190,613	184,185	177,644	177,648	181,905	195,261
小田原市	176,833	169,308	171,005	170,224	161,288	161,032	162,804	164,845	175,653	173,916	166,964	163,148	164,330	162,296	165,066
茅ヶ崎市	150,238	145,600	144,860	142,050	136,672	135,972	139,780	145,720	157,723	155,685	149,358	144,556	145,548	145,457	145,406
逗子市	180,288	179,402	172,219	169,388	161,129	161,221	162,586	171,777	173,776	177,188	166,943	161,078	160,222	159,171	160,037
相模原市	170,743	165,930	164,893	161,202	153,682	152,636	153,726	154,300	167,043	165,689	158,621	-	-	-	-
三浦市	143,055	136,964	137,911	135,675	128,942	128,949	129,258	131,617	143,169	141,954	134,689	135,686	134,819	131,057	133,283
秦野市	155,249	152,591	153,874	150,217	145,729	145,821	146,493	148,925	160,661	158,283	151,175	144,899	144,466	142,649	141,690
厚木市	228,906	222,777	238,592	213,828	214,123	212,963	216,940	218,091	215,333	240,198	200,331	194,621	194,269	188,844	189,350
大和市	172,806	163,579	162,065	161,098	153,975	153,319	154,426	157,905	167,480	164,654	158,490	153,284	152,421	149,391	151,364
伊勢原市	166,692	160,325	164,323	159,911	152,198	151,428	153,554	165,497	174,026	175,242	164,018	159,853	158,410	156,832	158,000
海老名市	172,438	161,872	167,112	163,024	157,191	157,652	160,616	168,300	181,808	178,182	169,875	164,175	161,902	161,052	162,181
座間市	141,415	138,362	136,656	134,968	126,705	130,118	133,558	137,481	145,740	146,778	139,216	134,934	138,120	136,102	137,688
南足柄市	195,486	197,975	216,457	197,700	177,299	193,602	187,644	186,258	198,820	197,177	178,614	170,684	168,322	168,322	168,913
綾瀬市	158,256	152,591	152,454	149,488	147,228	149,504	159,228	163,427	177,195	175,268	163,379	159,011	158,559	153,009	153,922
(除指定)市計	175,440	170,099	171,792	166,701	160,065	160,949	161,595	165,033	174,461	175,548	165,904	162,994	162,486	161,360	163,722
葉山町	194,417	185,914	190,113	186,759	179,301	174,850	178,518	179,391	183,879	184,972	177,748	168,512	169,296	167,234	169,804
寒川町	185,575	187,678	192,180	180,376	176,678	182,980	185,113	185,628	198,975	202,065	181,612	180,090	179,289	179,064	178,404
大磯町	171,801	160,945	165,027	162,596	154,220	149,442	151,754	155,295	160,858	162,163	154,736	150,025	150,507	147,875	149,501
二宮町	127,741	123,334	125,071	124,483	117,055	118,568	121,230	123,984	131,957	132,038	127,268	123,486	122,795	122,007	123,152
中井町	299,334	289,349	299,291	298,469	286,164	313,936	296,117	302,212	317,487	328,001	289,647	302,111	280,031	287,624	244,331
大井町	188,234	236,228	186,875	162,480	156,039	179,184	202,820	202,100	209,248	217,343	160,335	156,028	167,862	159,165	166,511
松田町	131,293	127,558	127,966	124,610	121,726	123,257	128,814	133,073	148,314	144,704	139,417	135,071	133,668	132,302	136,271
山北町	162,785	162,158	164,228	164,830	160,524	162,759	166,102	167,702	178,969	180,482	171,511	168,885	168,727	168,991	164,019
開成町	186,048	183,298	191,194	175,844	156,839	167,105	164,469	159,794	210,703	207,318	169,059	161,895	162,205	155,128	156,588
箱根町	489,291	475,500	504,844	485,001	471,461	483,872	461,116	457,466	486,331	491,359	495,882	492,539	504,553	484,236	497,657
真鶴町	126,768	122,038	123,585	120,306	115,699	112,395	115,066	115,489	125,933	128,631	126,228	123,361	124,782	121,531	122,407
湯河原町	169,473	165,494	164,770	162,908	152,891	148,177	147,650	145,329	154,502	153,821	148,141	147,642	145,654	141,671	143,134
愛川町	189,717	185,343	187,095	184,757	177,181	180,955	190,360	190,124	204,961	201,603	184,382	179,337	189,525	168,157	172,485
清川村	160,485	151,794	309,331	316,002	391,250	381,108	371,148	439,720	446,737	438,635	427,270	428,645	499,070	488,648	484,307
旧城山町	147,675	141,333	145,634	142,147	131,838	131,895	135,438	-	-	-	-	-	-	-	-
旧津久井町	107,125	104,268	113,150	112,220	112,191	113,227	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧相模湖町	113,909	110,637	111,422	110,581	103,839	106,301	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧藤野町	114,475	111,697	113,991	112,126	107,265	111,263	110,137	-	-	-	-	-	-	-	-
町村計	177,913	175,364	178,825	173,541	166,968	169,996	178,950	185,862	198,733	199,689	184,299	180,645	182,728	177,140	178,015
(除指定)県計	175,691	170,631	172,499	167,384	160,751	161,845	163,134	166,691	176,385	177,454	167,350	164,676	164,404	162,847	165,063
全国計	162,129	158,067	143,443	154,513	149,598	150,169	154,087	158,845	170,011	153,817	161,567	159,861	160,883	158,250	-

○単純平均

指定市計	217,614	209,127	208,700	202,225	194,037	192,314	195,702	198,874	208,903	209,228	202,410	183,353	184,983	180,550	181,603
市(除指定)計	174,022	168,961	171,294	165,854	158,730	160,294	161,481	165,688	175,008	176,021	165,378	161,130	160,551	158,825	160,504
市計	178,611	173,189	175,231	169,682	162,446	163,665	165,083	169,181	178,576	179,517	169,276	164,639	164,409	162,255	163,835
町村計	181,453	179,143	189,765	184,805	181,787	185,626	195,366	211,236	225,632	226,653	210,945	208,402	214,140	208,831	207,755
県(除指定)計	177,844	174,197	180,793	175,600	170,588	173,322	177,910	186,258	197,871	198,887	185,957	183,190	185,559	182,161	182,554
県計	179,993	176,085	182,302	177,039	171,855	174,349	178,927	187,023	198,539	199,514	186,954	183,205	185,507	182,014	182,468

※住民基本台帳登録人口について

・基準日については、平成24年度以前は3月31日、平成25年度以降は1月1日となっている。

・住民基本台帳法の改正により、平成23年度以前は外国人を含まず、平成24年度以降は外国人を含む数値となっている。

(3) 積立金現在高

(単位:千円)

区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
横浜市	111,358,039	91,917,975	91,245,022	60,092,854	59,935,165	62,993,676	61,646,051	60,746,556	50,928,970	45,045,141	28,777,001	31,849,279	29,601,758	28,593,407	34,726,905
川崎市	47,742,428	57,603,578	38,909,973	31,769,458	33,001,933	35,176,762	42,121,147	34,168,987	34,845,246	38,193,731	37,967,045	37,373,238	35,569,680	35,390,126	28,415,743
相模原市	10,330,324	6,495,108	5,528,357	5,439,921	9,151,100	11,881,573	15,068,306	20,058,362	21,134,729	21,387,010	20,487,078	16,090,569	18,950,252	17,747,605	19,123,858
指定市計	169,430,791	156,016,661	135,683,352	97,302,233	102,088,198	110,052,011	118,835,504	114,973,905	106,908,945	104,625,882	87,231,124	85,313,086	84,121,690	81,731,138	82,266,506
横須賀市	18,269,685	18,015,096	24,827,380	25,165,166	24,065,035	23,671,784	17,597,867	17,017,720	13,968,042	15,238,901	15,819,099	16,656,903	19,160,332	18,385,144	17,199,267
平塚市	10,348,179	9,309,534	9,414,632	10,432,652	11,129,330	11,539,621	11,653,780	12,301,976	13,327,237	14,000,329	13,921,208	14,984,087	14,838,235	15,499,720	13,790,090
鎌倉市	10,310,665	8,826,543	9,289,316	8,981,457	8,439,166	9,232,483	9,382,213	9,904,104	7,414,747	6,987,845	6,332,309	7,688,651	8,067,635	6,223,739	7,191,741
藤沢市	14,617,419	12,983,968	11,321,587	10,704,724	9,163,607	8,929,814	9,489,443	11,011,925	12,389,820	12,696,691	12,064,128	12,746,078	12,274,898	12,720,907	15,353,821
小田原市	7,148,780	5,872,894	5,827,830	5,039,192	5,168,721	5,077,273	4,614,413	4,430,999	4,713,256	4,918,767	5,400,447	5,751,783	6,245,210	6,686,686	7,563,076
茅ヶ崎市	5,725,677	4,077,546	3,897,628	4,968,796	6,205,384	5,295,265	6,109,294	6,197,752	6,335,857	9,023,695	7,832,820	7,136,890	7,412,096	7,992,094	8,782,998
逗子市	3,673,244	3,143,531	3,624,586	3,820,514	3,324,815	1,902,174	1,229,282	1,285,741	1,265,648	1,874,265	1,429,430	1,251,992	1,297,070	1,191,570	1,345,356
三浦市	2,192,324	1,765,847	1,961,445	1,643,486	1,742,536	1,691,220	1,752,343	1,792,195	1,752,527	1,249,165	886,432	856,099	958,130	551,848	603,233
秦野市	4,141,359	2,396,563	2,437,787	1,847,088	1,707,222	1,412,001	1,278,847	1,379,795	1,624,421	2,466,648	2,150,952	2,482,444	3,193,436	4,297,843	4,397,332
厚木市	7,195,451	10,016,670	12,097,150	7,286,169	6,311,638	4,855,674	6,148,155	6,789,146	7,004,895	10,885,731	6,819,236	6,032,042	4,113,231	4,081,261	4,318,690
大和市	9,162,958	8,072,219	8,240,835	7,409,034	7,142,786	6,472,753	6,711,042	7,535,715	7,859,384	7,624,231	8,013,226	8,167,908	8,232,218	8,774,919	9,965,005
伊勢原市	2,414,719	1,866,004	1,555,286	1,596,750	1,703,960	1,729,352	1,137,049	1,706,792	1,954,548	1,684,450	1,465,724	1,385,153	686,089	1,072,953	1,315,459
海老名市	5,714,783	4,201,485	4,712,649	5,342,330	5,684,266	5,532,771	6,709,705	7,302,724	8,390,911	8,444,621	7,602,704	7,362,335	6,960,693	5,630,077	5,115,690
座間市	4,039,730	3,076,914	2,923,973	2,689,652	2,232,901	1,847,024	1,525,955	1,248,802	1,392,747	950,950	648,896	1,049,393	1,096,615	1,680,059	2,455,344
南足柄市	2,585,170	2,306,547	2,890,392	2,175,701	2,487,142	2,767,577	2,639,243	2,424,901	3,417,313	3,130,133	3,073,022	3,095,572	2,962,760	2,885,297	2,952,533
綾瀬市	2,589,353	2,426,522	2,747,586	2,568,997	2,395,916	3,314,497	3,858,325	3,800,584	3,947,486	4,118,770	3,682,026	3,310,553	2,855,408	2,760,150	2,919,587
(除指定)市計	110,129,496	98,357,883	107,770,062	101,671,708	98,904,425	95,271,283	91,836,956	96,130,871	96,758,839	105,295,192	97,141,659	99,957,883	100,354,056	100,434,267	105,269,222
葉山町	3,735,208	3,684,302	3,727,513	3,447,846	3,015,036	2,592,827	2,053,272	1,589,609	1,354,780	945,583	933,587	1,162,404	1,114,599	1,320,034	1,366,285
寒川町	1,854,865	1,558,294	1,582,659	1,266,345	1,222,209	1,393,175	1,462,468	1,173,520	1,332,830	1,968,091	1,428,678	1,690,851	1,502,511	1,655,280	2,025,118
大磯町	2,117,446	1,756,988	1,615,030	1,206,719	1,253,148	1,294,299	1,226,211	1,359,441	1,108,755	1,043,014	922,226	1,193,799	1,266,620	1,086,697	1,415,063
二宮町	1,857,271	1,552,743	1,447,327	1,333,565	1,215,948	1,035,011	1,044,488	852,283	807,467	795,279	868,811	649,604	382,983	489,364	452,290
中井町	1,312,320	1,137,558	1,253,153	1,113,014	1,082,206	1,066,887	924,707	914,254	907,340	1,129,158	1,083,150	1,197,946	1,155,371	1,215,612	930,365
大井町	743,628	1,667,200	1,571,077	1,172,277	882,630	1,183,299	1,664,287	1,567,127	1,032,236	1,307,525	862,174	829,447	1,203,259	1,210,295	1,390,783
松田町	1,216,361	1,187,573	1,258,411	1,256,305	1,306,158	1,220,407	444,653	274,347	275,048	231,440	310,619	370,628	420,666	460,666	520,498
山北町	1,865,591	2,092,607	2,089,933	1,861,091	1,414,606	1,114,815	1,047,980	988,912	1,408,109	1,347,659	1,243,122	1,195,507	1,124,262	1,040,638	942,432
開成町	997,310	1,047,967	1,349,980	1,199,745	1,089,454	772,848	623,609	506,985	885,795	929,149	471,220	568,453	797,553	946,261	901,692
箱根町	3,756,362	2,957,754	2,048,594	1,270,630	1,192,275	1,214,821	1,525,244	1,399,122	1,092,430	1,137,348	1,165,324	1,280,686	1,090,838	984,456	755,907
真鶴町	1,575,006	1,537,558	1,450,768	1,073,168	899,905	384,728	260,766	170,535	185,548	120,426	71,120	116,412	96,297	111,415	111,329
湯河原町	1,022,633	640,342	1,177,169	610,920	570,306	215,124	201,457	283,343	322,061	476,307	380,395	522,069	541,353	407,466	626,507
愛川町	2,456,804	2,689,823	3,218,523	3,144,725	2,919,961	2,541,660	2,840,876	3,343,358	2,673,244	2,095,342	1,623,743	1,505,017	1,799,797	1,376,722	1,115,871
清川村	4,150,760	4,044,796	4,103,790	4,069,448	3,945,506	3,681,895	3,461,807	3,376,475	3,458,001	3,140,507	3,099,677	2,689,198	2,714,111	2,738,781	3,111,164
旧城山町	1,967,757	1,976,318	2,497,436	2,165,703	2,036,417	1,782,256	1,738,638	-	-	-	-	-	-	-	-
旧津久井町	1,922,414	1,993,578	1,802,541	1,505,270	1,617,184	1,085,420	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧相模湖町	651,959	517,701	398,639	292,719	170,522	106,254	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧藤野町	1,187,550	1,098,584	1,130,953	1,148,112	1,267,602	1,108,234	957,225	-	-	-	-	-	-	-	-
町村計	34,391,245	33,141,686	33,723,496	29,137,602	27,101,073	23,793,516	21,477,688	17,799,311	16,843,644	16,666,828	14,463,846	14,972,021	15,210,220	15,043,687	15,665,304
(除指定)県計	144,520,741	131,499,569	141,493,558	130,809,310	126,005,498	119,064,799	113,314,644	113,930,182	113,602,483	121,962,020	111,605,505	114,929,904	115,564,276	115,477,954	120,934,526
全国計	11,394,085	10,864,691	10,934,503	10,371,692	9,967,532	9,248,827	9,293,688	9,709,528	9,837,857	10,053,095	10,071,870	10,929,168	11,896,553	13,602,014	

(全国市町村は、単位:百万円)

5 地方債現在高等の推移

(1) 地方債現在高

(単位:千円)

区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
横浜市	2,362,239,963	2,349,106,511	2,357,136,373	2,334,468,335	2,334,242,837	2,317,193,014	2,341,822,630	2,274,680,384	2,242,266,747	2,230,890,364	2,228,141,219	2,221,136,632	2,207,986,792	2,213,724,869	2,350,280,372
川崎市	730,058,914	756,208,161	757,824,367	782,789,233	851,963,701	878,103,939	881,984,898	869,758,274	863,318,798	841,624,247	839,538,303	852,950,997	848,162,141	847,930,170	842,866,974
相模原市	169,984,608	163,707,740	165,796,460	168,819,055	174,164,080	173,899,149	183,524,885	189,138,657	187,848,989	186,421,665	193,029,762	205,269,281	220,343,453	240,594,580	249,613,144
指定市計	3,262,283,485	3,269,022,412	3,280,757,200	3,286,076,623	3,360,370,618	3,369,196,102	3,407,332,413	3,333,577,315	3,293,434,534	3,258,936,276	3,260,709,284	3,279,356,910	3,276,492,386	3,302,249,619	3,442,760,490
横須賀市	163,519,625	161,435,434	161,343,564	168,123,194	169,338,010	170,655,133	173,723,406	171,219,983	172,680,746	169,222,217	167,226,272	166,880,844	168,129,739	169,780,661	171,166,520
平塚市	54,285,710	50,002,514	46,286,290	45,308,613	47,407,754	49,309,463	49,484,783	49,041,219	48,083,900	46,197,681	47,564,027	47,146,501	46,801,220	50,515,898	51,700,197
鎌倉市	48,342,442	47,925,894	47,455,118	47,833,152	49,075,802	51,557,029	51,322,786	50,137,356	47,844,392	45,338,801	43,512,669	46,430,308	45,213,497	43,007,972	40,917,133
藤沢市	92,334,405	89,757,193	87,001,611	85,287,876	83,001,151	83,991,939	86,453,531	89,212,154	87,520,237	87,293,639	84,593,278	82,355,998	80,507,217	78,122,676	72,946,128
小田原市	61,599,086	61,658,610	62,475,010	62,810,224	60,688,518	59,789,578	59,304,400	56,940,900	54,937,303	52,210,517	51,277,977	49,404,479	47,600,435	47,560,311	47,890,373
茅ヶ崎市	49,318,936	48,669,869	48,456,581	49,602,161	52,111,253	52,048,672	51,293,820	48,290,881	45,507,979	44,155,533	43,459,218	44,336,155	44,612,168	45,662,284	46,549,008
逗子市	12,469,129	12,556,674	12,582,157	13,054,079	14,724,120	16,670,414	16,691,428	16,959,808	16,656,407	16,140,498	16,046,070	15,900,709	15,780,260	17,138,586	19,177,751
三浦市	14,415,891	14,025,192	14,623,394	14,812,578	15,553,608	15,727,883	15,783,731	16,208,626	16,742,560	16,881,208	17,291,601	28,235,043	27,808,301	27,489,002	27,070,721
秦野市	37,223,037	37,064,445	37,716,365	38,830,902	40,612,250	40,892,700	40,515,877	40,177,313	38,685,626	37,323,835	36,166,988	35,497,060	34,995,831	34,342,790	33,015,550
厚木市	72,964,403	68,376,369	64,890,730	62,351,493	60,663,388	59,920,114	58,190,331	58,909,107	55,736,353	52,209,658	53,731,382	52,766,049	53,144,318	52,961,865	51,301,040
大和市	51,897,256	49,639,106	47,597,980	46,814,618	47,815,937	48,191,456	48,810,163	48,254,042	46,712,263	45,573,641	46,922,828	47,621,645	45,722,953	44,097,207	43,875,873
伊勢原市	22,515,926	22,669,751	22,876,990	23,298,159	24,562,725	24,624,661	24,168,017	23,801,186	23,767,641	24,547,162	25,401,957	26,108,659	26,236,771	27,324,929	27,085,356
海老名市	24,944,684	24,480,328	24,271,122	24,295,256	24,346,530	24,052,941	23,397,481	22,674,918	22,124,867	21,043,327	21,399,787	21,323,256	21,177,397	22,153,489	23,352,619
座間市	35,107,802	33,788,180	32,095,057	31,002,914	31,297,875	30,782,309	29,793,427	29,164,219	28,196,396	26,762,468	26,717,168	26,299,817	26,641,042	25,761,762	25,598,622
南足柄市	10,034,339	9,933,882	9,955,212	10,485,466	11,218,255	12,427,394	12,357,481	12,252,645	12,166,470	12,212,701	12,850,279	12,973,016	12,809,383	12,771,037	18,454,467
綾瀬市	18,457,706	18,646,939	18,378,057	18,720,173	20,301,706	21,158,506	21,545,437	21,352,777	20,838,764	19,430,684	19,110,169	19,089,223	18,742,481	18,195,879	17,492,047
(除指定)市計	769,430,377	750,630,380	738,005,238	742,630,858	752,718,882	761,800,192	762,836,099	754,597,134	738,201,904	716,543,570	713,271,670	722,709,987	715,581,788	716,886,348	717,593,405
県計	4,031,713,862	4,019,652,792	4,018,762,438	4,028,707,481	4,113,089,500	4,130,996,294	4,170,168,512	4,088,174,449	4,031,636,438	3,975,479,846	3,973,980,954	4,002,066,897	3,992,074,174	4,019,135,967	4,160,353,895
葉山町	4,559,718	4,460,809	4,303,153	4,705,411	5,095,385	5,241,447	5,738,318	5,919,809	5,815,418	5,699,465	5,648,033	5,629,365	5,593,349	5,538,822	5,526,694
寒川町	12,538,277	12,101,576	11,568,411	11,305,419	11,465,704	11,631,309	12,022,234	12,354,569	12,507,358	13,162,868	13,151,266	12,902,907	12,452,191	12,082,648	11,402,829
大磯町	8,046,727	8,000,890	8,419,787	8,577,874	8,825,897	8,777,404	8,643,443	8,396,072	7,927,538	7,498,502	7,190,221	6,987,858	6,784,222	7,142,852	7,293,118
二宮町	5,858,487	5,897,363	5,757,509	5,723,813	5,955,750	5,950,277	5,987,757	6,060,585	5,993,760	5,918,017	5,988,161	7,371,780	7,228,588	7,313,816	7,428,683
中井町	4,716,951	4,539,697	4,324,557	4,108,839	3,854,783	3,362,640	3,084,952	2,795,744	2,594,110	2,293,901	1,984,115	1,668,007	1,335,212	992,521	754,306
大井町	3,080,923	2,897,705	2,717,241	2,864,201	2,941,455	2,926,505	2,924,932	2,666,274	2,595,128	2,351,545	2,493,817	2,255,286	2,106,752	2,079,235	2,026,395
松田町	2,163,651	2,300,674	2,309,442	2,436,905	2,699,265	2,879,346	3,372,753	3,391,015	3,380,773	3,590,354	3,590,354	3,705,731	3,809,835	3,915,765	3,931,665
山北町	3,243,476	3,066,434	3,371,083	3,410,750	4,123,982	4,145,023	4,171,347	4,187,908	4,174,297	4,018,498	4,021,955	4,055,692	4,196,023	4,370,156	4,444,377
開成町	3,347,013	3,117,265	3,105,832	3,086,177	3,258,347	3,625,753	3,641,848	3,628,453	3,480,841	3,305,824	4,650,747	4,934,486	5,251,152	5,534,627	5,620,049
箱根町	7,587,706	9,803,424	10,349,301	11,593,295	11,522,471	11,205,725	10,724,337	10,116,052	9,504,062	9,125,866	8,560,834	8,171,710	7,582,340	7,239,119	7,291,343
真鶴町	1,339,536	1,268,480	1,245,739	1,293,797	2,020,214	2,362,081	2,738,454	2,892,550	2,932,974	2,912,622	2,945,218	3,043,739	3,053,261	3,018,939	2,933,891
湯河原町	8,279,748	8,204,854	7,892,213	8,183,606	8,296,112	8,150,357	8,229,014	8,150,277	7,871,347	7,532,994	7,164,446	7,094,377	6,860,786	7,732,457	7,792,886
愛川町	8,472,955	8,142,071	7,623,056	7,266,842	6,747,904	6,743,856	6,661,847	6,548,828	6,540,876	6,483,499	6,790,458	6,896,153	6,856,643	7,163,658	7,444,998
清川村	411,752	379,251	394,051	367,917	334,989	252,154	219,044	184,042	165,122	145,704	125,774	105,318	86,808	67,703	48,128
旧城山町	4,325,310	4,107,225	3,972,856	3,959,417	4,286,921	4,672,112	4,668,738	-	-	-	-	-	-	-	-
旧津久井町	4,922,178	4,921,327	5,148,570	5,679,693	6,069,030	6,259,476	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧相模湖町	4,451,653	4,181,809	3,987,422	3,871,066	3,990,615	3,955,809	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧藤野町	2,363,845	2,191,060	2,335,493	2,322,760	2,626,801	2,848,799	2,940,891	-	-	-	-	-	-	-	-
町村計	89,709,906	89,581,914	88,825,716	90,757,782	94,115,625	94,990,073	85,769,909	77,292,178	75,483,604	74,039,659	74,305,399	74,822,409	73,197,162	74,192,318	73,939,362
(除指定)県計	859,140,283	840,212,294	826,830,954	833,388,640	846,834,507	856,790,265	848,606,008	831,889,312	813,685,508	790,583,229	787,577,069	797,532,396	788,778,950	791,078,666	791,532,767
全国計	4,121,423,768	4,109,234,706	4,107,588,154	4,119,465,263	4,207,205,125	4,225,986,367	4,255,938,421	4,165,466,627	4,107,120,042	4,049,519,505	4,048,286,353	4,076,889,306	4,065,271,336	4,093,328,285	4,234,293,257
全国計	58,268,475	58,565,269	59,309,521	60,351,611	61,558,267	61,582,735	60,875,400	59,979,524	58,567,067	57,143,423	56,486,620	56,396,669	55,905,106	55,905,026	

(全国市町村は、単位：百万円) ※昭和62年度～平成5年度及び平成13年度～平成16年度の数値は、県計・全国計共にNTT債を含んでいる。

(3) 実質公債費比率(3年度単純平均)
(各合計欄は単純平均)

実質公債費比率(3年度単純平均)

(単位:%)

差 引

(単位:ポイント)

区 分	実質公債費比率(3年度単純平均)										実質公債費比率(3年度単純平均)										差 引										
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
横浜市							23.3	26.2	20.6	20.2	19.1	18.0	16.3	15.4	15.4	横浜市								2.9	▲ 5.6	▲ 0.4	▲ 1.1	▲ 1.1	▲ 1.7	▲ 0.9	-
川崎市							17.9	21.1	16.3	15.6	13.4	11.9	10.9	10.1	9.1	川崎市								3.2	▲ 4.8	▲ 0.7	▲ 2.2	▲ 1.5	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 1.0
相模原市							12.6	10.7	4.8	5.0	4.7	4.3	4.2	3.8	3.9	相模原市								▲ 1.9	▲ 5.9	0.2	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.1
指定市計							17.9	19.3	13.9	13.6	12.4	11.4	10.5	9.8	9.5	指定市計								1.4	▲ 5.4	▲ 0.3	▲ 1.2	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.3
横須賀市							12.8	12.1	5.4	5.2	5.2	5.4	6.0	6.4	6.5	横須賀市								▲ 0.7	▲ 6.7	▲ 0.2	-	0.2	0.6	0.4	0.1
平塚市							12.2	10.9	5.6	5.1	4.4	3.9	3.3	2.7	2.3	平塚市								▲ 1.3	▲ 5.3	▲ 0.5	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 0.4
鎌倉市							13.5	13.9	4.3	3.8	2.7	1.7	0.4	▲ 0.1	▲ 0.6	鎌倉市								0.4	▲ 9.6	▲ 0.5	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.5	▲ 0.5
藤沢市							14.7	14.1	9.6	8.4	6.9	6.3	4.6	3.4	2.3	藤沢市								▲ 0.6	▲ 4.5	▲ 1.2	▲ 1.5	▲ 0.6	▲ 1.7	▲ 1.2	▲ 1.1
小田原市							19.3	17.2	12.9	12.6	11.9	10.7	10.2	9.1	8.0	小田原市								▲ 2.1	▲ 4.3	▲ 0.3	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 1.1	▲ 1.1
茅ヶ崎市							11.9	11.7	4.7	4.6	4.1	3.4	2.8	1.9	1.2	茅ヶ崎市								▲ 0.2	▲ 7.0	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 0.9	▲ 0.7
逗子市							12.6	12.5	4.4	4.4	4.4	4.8	5.0	5.2	5.2	逗子市								▲ 0.7	▲ 8.1	-	-	0.4	0.2	0.2	-
三浦市							15.2	14.5	8.4	8.3	8.3	9.5	12.2	15.8	18.4	三浦市								▲ 0.1	▲ 6.1	▲ 0.1	-	1.2	2.7	3.6	2.6
秦野市							10.8	11.1	8.2	7.2	6.6	6.2	5.5	4.7	3.9	秦野市								0.3	▲ 2.9	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.8
厚木市							11.0	10.1	5.7	5.7	5.2	4.6	3.7	3.1	2.8	厚木市								▲ 0.9	▲ 4.4	-	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.9	▲ 0.6	▲ 0.3
大和市							15.0	14.9	10.0	8.7	6.8	5.3	4.1	3.5	3.0	大和市								▲ 0.1	▲ 4.9	▲ 1.3	▲ 1.9	▲ 1.5	▲ 1.2	▲ 0.6	▲ 0.5
伊勢原市							13.1	12.5	7.2	6.1	5.9	5.7	5.7	5.6	5.3	伊勢原市								▲ 0.6	▲ 5.3	▲ 1.1	▲ 0.2	▲ 0.2	-	▲ 0.1	▲ 0.3
海老名市							8.6	7.7	3.2	2.7	2.2	1.5	1.0	0.6	0.6	海老名市								▲ 0.9	▲ 4.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.4	-
座間市							15.3	14.9	9.4	9.3	9.1	8.7	8.2	7.7	6.6	座間市								▲ 0.4	▲ 5.5	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 1.1
南足柄市							9.1	9.8	5.1	5.7	5.8	6.4	6.5	6.0	6.2	南足柄市								0.7	▲ 4.7	0.6	0.1	0.6	0.1	0.5	0.2
綾瀬市							10.9	13.0	9.7	10.5	12.1	13.0	14.1	13.2	11.8	綾瀬市								2.1	▲ 3.3	0.8	1.6	0.9	1.1	0.9	▲ 1.4
(除指定)市計							12.9	12.6	7.1	6.8	6.4	6.1	5.8	5.6	5.2	(除指定)市計								▲ 0.3	▲ 5.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4
葉山町							6.2	7.3	1.9	2.1	1.6	1.5	1.0	0.8	0.4	葉山町								1.1	▲ 5.4	0.2	▲ 0.5	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.4
寒川町							8.8	8.7	5.2	5.4	5.8	6.5	7.1	7.0	6.5	寒川町								▲ 0.1	▲ 3.5	0.2	0.4	0.7	0.6	▲ 0.1	▲ 0.5
大磯町							11.1	11.3	11.4	11.4	11.2	10.6	10.2	9.3	7.7	大磯町								0.2	0.1	-	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 0.4	▲ 0.9	▲ 1.6
二宮町							7.5	7.0	5.6	5.8	5.6	5.5	5.4	5.1	5.7	二宮町								▲ 0.5	▲ 1.4	0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.3	0.6
中井町							14.7	15.2	12.9	13.1	11.3	10.9	10.6	11.4	10.2	中井町								0.5	▲ 2.3	0.2	▲ 1.8	▲ 0.4	▲ 0.3	0.8	▲ 1.2
大井町							9.5	8.7	7.6	6.9	6.4	5.7	5.2	4.3	2.9	大井町								▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.9	▲ 1.4
松田町							7.6	8.1	8.5	9.0	9.2	9.0	8.5	7.9	7.4	松田町								0.5	0.4	0.5	0.2	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.5
山北町							14.4	11.6	11.3	11.8	11.4	12.2	12.1	11.1	8.5	山北町								▲ 2.8	▲ 0.3	0.5	▲ 0.4	0.8	▲ 0.1	▲ 1.0	▲ 2.6
開成町							12.5	14.1	15.4	14.1	12.6	11.2	10.9	11.0	11.2	開成町								1.6	1.3	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 1.4	▲ 0.3	0.1	0.2
箱根町							10.4	10.5	10.9	10.4	9.6	9.1	9.0	9.1	9.3	箱根町								0.1	0.4	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 0.1	0.1	0.2
真鶴町							7.9	9.9	10.6	11.7	12.0	12.7	13.0	12.7	12.7	真鶴町								2.0	0.7	1.1	0.3	0.7	0.3	0.3	-
湯河原町							18.2	18.1	10.7	10.2	9.8	9.1	8.4	6.6	5.2	湯河原町								▲ 1.0	▲ 7.4	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.7	▲ 1.8	▲ 1.4
愛川町							7.5	6.9	3.6	2.1	0.4	▲ 1.1	▲ 1.9	▲ 2.2	▲ 2.5	愛川町								▲ 0.6	▲ 3.3	▲ 1.5	▲ 1.7	▲ 1.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.3
清川村							4.3	3.5	1.1	0.0	0.0	7.1	8.2	6.7	1.1	清川村								▲ 0.8	▲ 2.4	▲ 1.1	-	7.1	1.1	▲ 1.5	▲ 5.6
旧城山町							7.3	-	-	-	-	-	-	-	-	旧城山町								-	-	-	-	-	-	-	-
旧津久井町							-	-	-	-	-	-	-	-	-	旧津久井町								-	-	-	-	-	-	-	-
旧相模湖町							-	-	-	-	-	-	-	-	-	旧相模湖町								-	-	-	-	-	-	-	-
旧藤野町							8.3	-	-	-	-	-	-	-	-	旧藤野町								-	-	-	-	-	-	-	-
町村計							9.8	10.1	8.3	8.8	8.2	7.9	7.7	7.2	6.2	町村計								0.3	▲ 1.7	0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 1.0
(除指定)県計							11.3	11.4	7.7	7.7	7.2	6.9	6.7	6.3	5.7	(除指定)県計								0.1	▲ 3.7	▲ 0.0	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.6
全国計							11.9	12.1	8.2	8.2	7.7	7.3	7.0	6.6	6.0	全国計								0.2	▲ 3.9	▲ 0.0	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.6
全国計							14.8	15.1	12.3	11.8	11.2	10.5	9.9	9.2	8.5	全国計								0.3	▲ 2.8	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 0.7	-

(全国市町村は加重平均)
※平成17年度決算からの比率

地方税額	<p>住民や法人等に納めていただくものです。</p> <p>町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税等があります。</p>
積立金現在高	<p>財政運営を計画的にするため、又は財源に余裕がある場合に年度間の財源変動に備えて積み立てる経費の現在の額です。</p>
地方債現在高	<p>地方公共団体が行う事業等で、必要な財源を調達するために借り入れる借金で、予算で定めることとされている経費の現在の額です。</p>
財政力指数	<p>地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が大きいほど財政的に余裕があるとされ、「1」を越えると地方交付税は交付されないこととなります。</p>
経常収支比率	<p>人件費、扶助費などの経常的経費に地方税や普通交付税などを中心とする経常的収入がどの程度充当されているかという割合を示すものです。この数値が高いほど経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示しており、市で80%、町村で75%を越えると財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。</p>
実質公債費比率	<p>一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、この指数が18%を越えると起債の許可が必要となり、25%を越えると一部の起債発行が制限されます。</p> <p>※標準財政規模 地方公共団体の通常的な状態で通常収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模を示します。</p>
将来負担比率	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率で、この負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。</p>

二宮町公共施設再配置に関する
基本方針
(抜粋)

平成 25 年 10 月

二 宮 町

Ⅱ. 公共施設を取り巻く課題

1. 公共施設の現状と課題

平成 25 年 3 月に作成した「二宮町公共施設白書」では、町が保有する 65 の建築物の総延床面積は 67,824 m²となっています。

これを建築年別にみると、一般的に建築物の寿命とされる築 30 年以上の建築物は約 43,817 m²と全体の約 65%を占めています。(図表①)

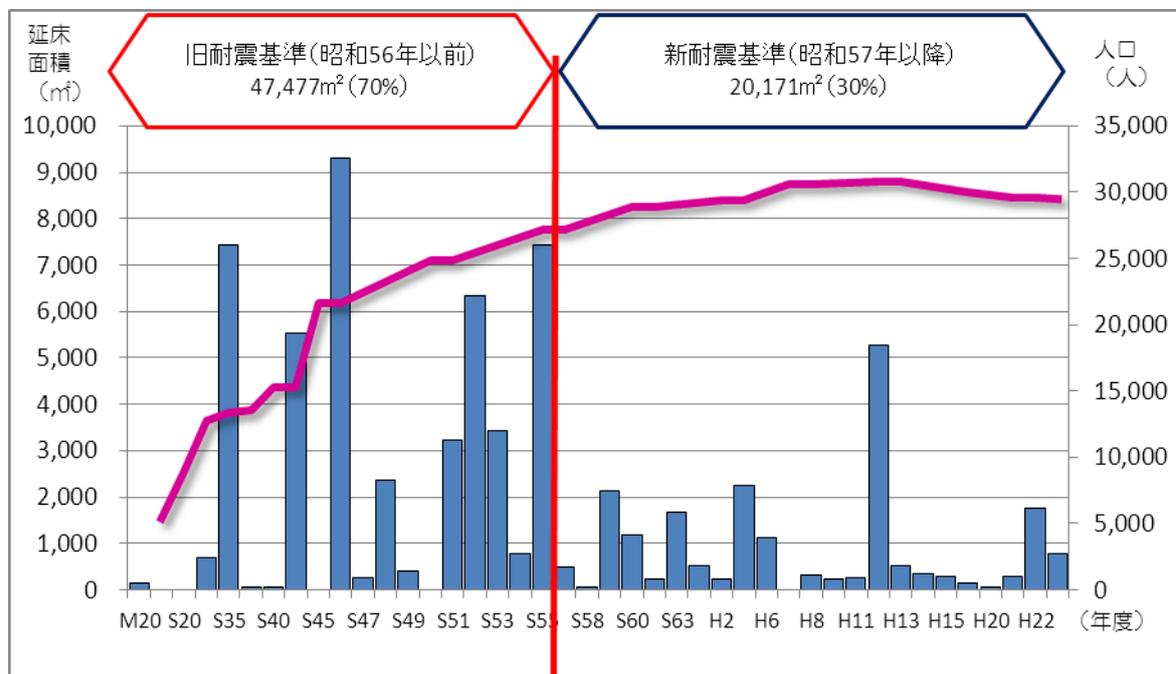
また、旧耐震基準*が適用される昭和 56 年までに建設された建築物は 47,477 m² (70%)、新耐震基準で建設された建築物は 20,171 m² (30%) となっています。(図表②)

旧耐震基準で整備された建築物の延床面積のうち約 11%が耐震診断未実施のもので、これは町全体の建築物の延床面積のうち約 7.8%にあたります。

建築物の延床面積の約 5 割を占める学校施設の耐震安全性の確保について、町立小中学校 5 校は耐震化が図られています。

しかしながら、学校を除く施設で、旧耐震基準で建設された建築物は約 14,014 m²あり、その中には役場庁舎や町民センターなどを含み、一部耐震診断や耐震補強工事を実施されていない建築物もあり、今後の対応が課題となっています。

図表② 築年別整備状況



出典 二宮町公共施設白書

次に、各施設を建築用途別に分類してみると、教育施設の延床面積が最も多く、公共施設全体の約51%を占め、その他では、文化施設が約8.1%、スポーツ施設が約7.9%という状況となっています。個々の施設で規模の大きなものでは、二宮町生涯学習センター ラティアン 5,285 m²、役場庁舎 3,207 m²などがあります。(図表③)

これらの施設を今後は、人口構成の変化や、老朽化度等を総合的に勘案して、施設のあり方を見直し、効率的、効果的な施設の再配置を検討していくことが求められます。

図表③

施設分類	延床面積	構成比	施設分類	延床面積	構成比
庁舎	4,819.9m ²	7.1%	教育施設	34,884.1m ²	51.4%
貸館	3,210.6m ²	4.7%	子育て関連施設	579.2m ²	0.9%
福祉施設	1,493.4m ²	2.2%	消防施設	339.9m ²	0.5%
スポーツ施設	5,390.8m ²	7.9%	地域集会施設	5,350.9m ²	7.9%
文化施設	5,506.5m ²	8.1%	その他	6,249.3m ²	9.2%
			合計	67,824.6m ²	100%

出典 二宮町公共施設白書

<施設の内訳>

施設分類	施設名等	施設分類	施設名等		
1 庁舎	役場庁舎	7 子育て関連施設	二宮町立百合が丘保育園		
	二宮町町民サービスプラザ		3施設 子育てサロン(2施設)		
	教育委員会事務所	8 消防施設 5施設	分団詰所(5施設)		
	消防庁舎		9 地域集会施設		
4施設	二宮町町民センター	25施設	児童館(8施設)		
2 貸館	二宮町駅前町民会館		老人憩の家(9施設)		
	二宮町ふるさとの家		公会堂(2施設)		
	3 福祉施設	二宮町保健センター	防災コミュニティセンター(6施設)		
2施設	二宮町福祉ワークセンター	10 その他	二宮町ITふれあい館		
4 スポーツ施設	二宮町立体育館		にのみや町民活動サポートセンター		
	二宮町民運動場		自転車駐車場(2施設)		
	二宮町武道館		二宮町環境衛生センター桜美園		
	二宮町民温水プール		二宮町ごみ積替施設		
	5施設		町営山西プール	袖が浦プール	
5 文化施設	二宮町生涯学習センター ラティアン		10施設	公園管理棟(3施設)	
	2施設			二宮町ふたみ記念館	
6 教育施設	二宮町立二宮小学校			計 65施設	
	二宮町立一色小学校				
	二宮町立山西小学校				
	二宮町立二宮中学校				
	二宮町立二宮西中学校				
	6施設	二宮町学校給食センター			

出典 二宮町公共施設白書

4. 将来の更新コスト試算

町の公共施設は昭和 40 年から 50 年にかけて建設された施設が多く、安全性の確保、大規模改修、建替え等に今後、莫大なコストを要することが予測されます。

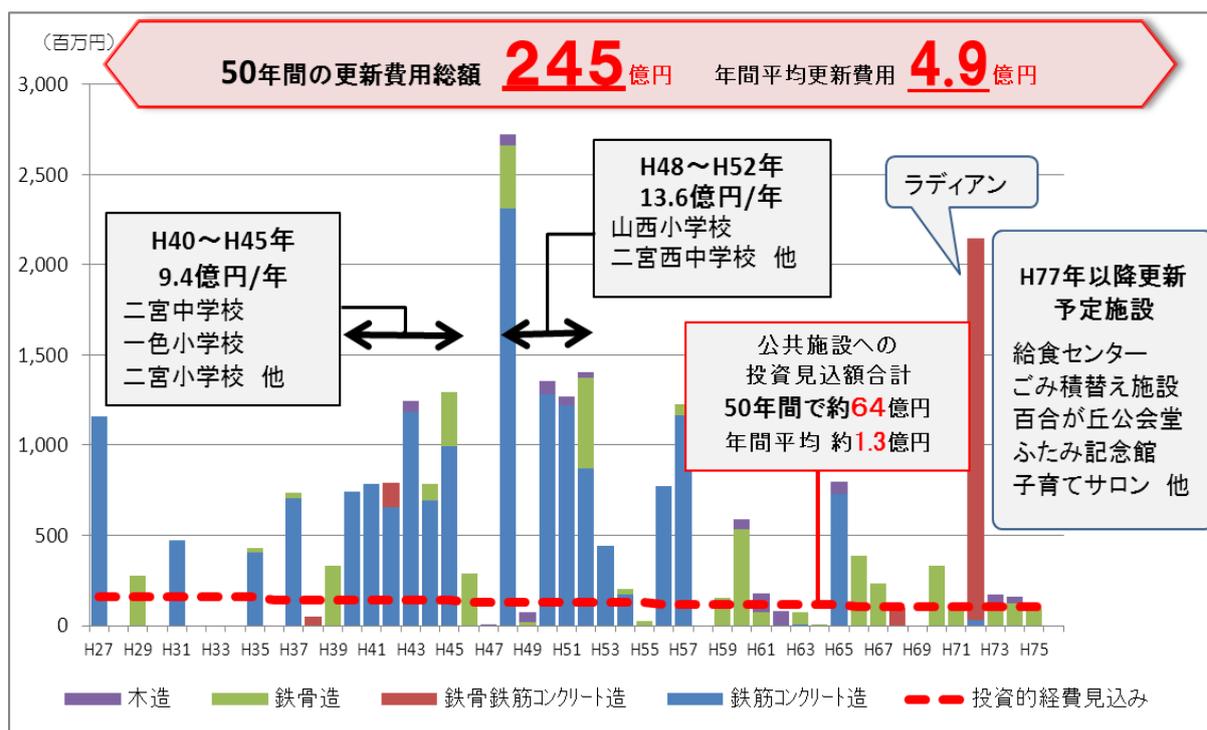
また、このまま現在の公共施設全てを保有し続けた場合、20 年後の平成 45 年には、築 30 年以上を経過する建築物が建物全体面積の約 94%にまで増加し、現状の施設環境より安全性等においてさらに悪化することになります。そこで、仮に現状の公共施設全て更新するとして、耐用年数を 60 年に設定し、今後 50 年間に必要なコストを築年別整備状況に合わせて試算条件（図表⑩）を設定し試算を行いました。

その結果、公共施設の更新コストは平成 27 年からの 50 年間で約 245 億円となり、これは、1 年あたりに換算すると 4.9 億円/年の改修費用が必要なることを示しています。

一方で、町の現状の財政状況を勘案し、最も厳しい財政見通しにより試算したインフラ整備関係の経費を含む投資的経費の見込み額は、50 年間で約 183 億円と見込まれ、過去の実績からこの内の約 35%の 64 億円が公共施設に対する投資額となります。これを 1 年あたりに換算した改修費用の額は 1.3 億円/年で、前述の更新コストが財政見通しを大きく上回り、更新費用が大きく不足することを示す結果となりました。中でも、二宮中学校や一色小学校などの建替えが集中する平成 40 年から平成 45 年では平均約 9.4 億円/年、また、山西小学校等が建替え時期を迎える平成 48 年から平成 52 年では平均 13.6 億円/年では、財政的には更新費用を捻出することが困難な状況といえます。

今後、扶助費の増加など財政状況が一層厳しさを増すことが予想されるなか、更新コスト 245 億円に対し公共施設に対する投資額は 64 億円しか確保できない見込から、平成 27 年から 50 年間で、延床面積に対して約 26%の建物の更新しかできない計算となります。このことから現状の財政状況では全ての施設の改修や建替えを実現することは不可能といえますので、10 年先、20 年先を見通した計画的な公共施設の再配置が必要です。

図表⑨ 公共施設建替え・大規模改修費用試算表



第1回 二宮町行政改革検討委員会 次第

日 時：平成27年 2月13日（金）
午後 2時00分より
場 所：二宮町役場 2階
第1会議室

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. あいさつ
4. 自己紹介
5. 会長及び職務代理者の選出
6. 議 題
 - (1) 町の行政改革の取組みについて
 - (2) 新たな行政改革大綱の策定に向けた基本方針（案）について
 - (3) その他
7. 閉 会

配布資料

- | | |
|------|--|
| 資料1 | 二宮町行政改革検討委員会設置要綱
二宮町行政改革検討委員会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領
二宮町行政改革検討委員会会議傍聴要領 |
| 資料2 | 二宮町行政改革検討委員会委員名簿 |
| 資料3 | 行政改革の取組方針について |
| 資料4 | 二宮町行政改革大綱（平成22年度～平成26年度） |
| 資料5 | 新たな行政改革大綱の策定に向けた基本方針（案） |
| 資料6 | 町の人口 |
| 資料7 | 町の財政状況 |
| 資料8 | 二宮町公共施設再配置に関する基本方針（抜粋） |
| 参考資料 | 第5次二宮町総合計画基本構想2013－2022（平成25年度～平成34年度） |
| 参考資料 | 第5次二宮町総合計画前期基本構想2013－2015（平成25年度～平成27年度） |